

別表1(第8条関係)

使用場所	使用料		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
講堂	円 600	円 1,050	円 1,200
第1集会室	380	600	750
第2集会室	380	600	750
第3集会室	150	300	380

備考

- 1 暖房を使用したときは、使用料の5割に相当する額を徴収する。
- 2 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用したときは、電気料等の実費を徴収する。

別表2(第8条関係)

使用場所	使用料		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
講堂	円 240	円 420	円 480
第1集会室	180	300	360
第2集会室	360	600	660
第3集会室	360	600	660
調理室	240	420	480

備考

- 1 暖房を使用したときは、使用料の5割に相当する額を徴収する。
- 2 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用したときは、電気料等の実費を徴収する。

別表3(第8条関係)

使用場所	使用料		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで

講堂	円	円	円
	950	1,230	1,610
和室	150	210	270
第1研修室	260	340	450
第2研修室	150	190	260
実習室	300	390	510

備考

- 1 暖房を使用したときは、時間区分ごとにストーブ1台につき 200 円を徴収する。
- 2 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用したときは、電気料等の実費を徴収する。

別表4(第8条関係)

使用場所	使用料			
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
講堂	円	円	円	円
	3,090	4,630	6,180	12,360
第1会議室	1,230	1,850	2,470	4,530
第2会議室(視聴覚室)	1,230	1,850	2,470	4,530
第1研修室(和室)	1,230	1,850	2,470	4,530
第2研修室	1,230	1,850	2,470	4,530
第3研修室(和室)	1,230	1,850	2,470	4,530
調理室	1,440	2,470	3,090	6,180

備考

- 1 暖房を使用したときは、講堂にあつては1時間につき 1,030 円、講堂以外の使用場所にあつてはそれぞれ1時間につき 300 円を徴収する。
- 2 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用したときは、電気料等の実費を徴収する。